

## 入間市学童保育室設置及び管理条例改正要旨

### 1 学童保育室の開室時間の延長（第5条関係）

開室時間について、現在の時間から30分延長するとともに、延長時間を設け、最大で午前7時30分から午後7時までの利用を可能とするものです。

学校の授業日	【現行】	放課後～	18:00	18:30	
			開室時間	延長時間	
学校の休業日	【改正案】	放課後～	18:00	18:30	19:00
			開室時間		延長時間

  

学校の休業日	【現行】	8:00	8:30		18:00	18:30		
			延長時間	開室時間		延長時間		
学校の休業日	【改正案】	7:30	8:00	8:30		18:00	18:30	19:00
		延長時間		開室時間			延長時間	

### 2 学童保育室保育料の加算額の追加（別表第2関係）

学童保育室保育料について、学校休業日加算額、延長時間加算額を追加するものです。

学童保育室保育料基準額表

各月初日の児童の属する世帯階層区分		保育料の額 (児童1人当 たり月額)	学校休業日加算 額(児童1人当 たり日額)	延長時間加算額 (児童1人当 たり1回の額)
階層	定義			
A	生活保護世帯 中国残留邦人支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	所得税 非課税世帯	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
C	所得税 非課税世帯	市町村民税 課税世帯	3,000円	120円
D	所得税 課税世帯	市町村民税 課税世帯	7,000円	280円

### 3 その他

規則に規定していた休日の規定及び学校休業日の開室時間の規定を、条例に規定するものです。(第5条・第6条関係)

一部の施設の委託化に伴い、放課後児童支援員の規定について、「非常勤」とする規定を削るものです。(第7条関係)

### 4 施行日

令和3年4月1日